平成２９年（フ）第３５５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋934番地２　ベイスワン206
債務者　小松　秀雄
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市上本町３番13号　Ｙ’ｓＢＬＤⅡ　705号
債務者　德田　義弘
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津7242番地
債務者　首藤　淳子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町14番地（６―502号）
債務者　吉　惠美子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第３２７号
沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅507
債務者　有銘　廣子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２７２号
名古屋市南区明治１丁目５番28号　セジュール杉崎203号、従前の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏133番地　ＬＥＯＮＥＸＴカーネリアン103号
債務者　原　　和樹
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３９号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町３丁目53番地　メゾン南山103号
債務者　川上　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１６号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字山廻34番地　ロンコートⅠ　202号室、従前の住所愛知県あま市甚目寺山王20番地　ロフティ甚目寺Ⅲ802号
債務者　柳川　正貴
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５５号
愛知県半田市雁宿町２丁目12番地　メゾン雁宿Ａ棟101号
債務者　鈴木あけみ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１１号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住16―655号
債務者　大西　由利
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４８号
神戸市中央区雲井通１丁目１番１―502号
債務者　今村　　香
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３号
熊本県玉名市伊倉北方1511番地１　岩井口西団地１棟１号
債務者　山本八枝美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第６４号
熊本県玉名市伊倉北方1511番地１　岩井口西団地１棟１号
債務者　本田　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第６０号
広島県府中市中須町1631番地
債務者　小林　裕訓
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９４号
山口市江良３丁目５番23―101号　サンヒルズ江良Ｂ
債務者　安並　博史
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８８号
名古屋市中村区熊野町１丁目78番地　森ビル302号、従前の住所名古屋市千種区春里町１丁目１番地の59
債務者　太田　輝男
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部